

# 群馬大学医学部教授会規程

平成16. 4. 1 制定  
改正 平成23. 4. 1 平成26. 4. 1  
平成26.12.16 平成27. 4. 1

## (趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学教授会規則（平成16年4月1日制定）の規定に基づき、群馬大学医学部教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

## (組 織)

第2条 教授会は、教授をもって構成する。

2 教授会は、医学系研究科、医学部附属病院及び保健学研究科の主担当を命ぜられた教授で医学部の担当を命ぜられた教授をもって構成する。

## (審議事項)

第3条 教授会は、群馬大学教授会規則第3条第1項の規定に基づき、次の事項について審議する。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 大学教員の教育研究業績等の審査に関する事項
- (4) 群馬大学学則第50条第3号に規定する除籍

2 前項に掲げるもののほか、群馬大学教授会規則第3条第2項の規定に基づき、次の事項を審議する。

- (1) 学部の教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の在籍に関する事項（前項に掲げるものを除く。）
- (3) 学科、講座及び学部附属の教育研究施設の設置・改廃に関する事項
- (4) 学部の教育研究活動等の評価に関する事項
- (5) 学生の厚生補導に関する事項
- (6) 学部の規則等の制定・改廃に関する事項
- (7) 学部の予算に関する事項（教育研究に関する専門的な観点からの審議に限る。）
- (8) 学部長適任者の選考に関する事項
- (9) その他学部の教育研究に関する事項

## (学科会議)

第4条 教授会は、別に定めるところにより、学科会議を置き、前条各号に掲げる審議事項の一部を審議させることができる。

2 教授会は、前項により学科会議で審議された事項について、学科会議での議決をもって教授会の議決とすることができる。

## (議 長)

第5条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故あるときは、その都度互選によって選出された教授がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 教授会は、原則として毎月1回開くものとする。

第7条 議長が必要と認めたときは、教授会を臨時に招集することができる。

第8条 教授会は、構成員（海外旅行中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

第9条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事 務)

第10条 教授会に、幹事及び書記を置く。

2 幹事は事務部長及び事務部次長、書記は総務課庶務係長をもって充てる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。